

『赤い月』(上・下)

なかにし礼 著 新潮文庫 上巻580円/下巻620円(税込)

満洲国崩壊の時代、生き抜いた1人の女性

「母であるためには生きなければならない。生きるためには愛しあう人が必要なのよ。(中略)大切なのは自分自身の命を生きつづけるための愛よ。愛あってこそその命、命あってこそその母なのよ。母として生きるとはそういうことなのよ」。これは、映画「赤い月」で常盤貴子演ずる森田波子が語った、この小説におけるクライマックスの1つである。

当初、この小説が作詞家のなかにし礼氏が自らの母親をモデルとした作品であると聞いた時、いわゆる戦時中の「日本の母」的な小説だと思いこんでいたのだが、全く想像を裏切ってくれた。「母」の本だと思って読めばかなり異色である。

夢を抱いて夫とともに満洲の地に渡って造り酒屋を創業し、成功を取めた森田波子は、ソ連軍の侵攻、終戦により全てを失い、贅沢三昧の生活から一転、2人の子を抱え明日の命もしれぬ逃亡の日々を送る。しかし、波子は女として生きることを忘れない。夫がいようとも、昔の恋人に求められれば一夜を共にし、思いを寄せる男性を独占したいがために、その恋人のロシア人女性をソ連のスパイとして密告する(物語はこの女性が関東軍により処刑されるシーンから始まる)。

夫の死の直後でも、死に際の約束を簡単に破り好きな男性と結ばれる。そんな波子を咎める子供達に対し、波子が語ったのが、この台詞である。そんな、無茶な。「母であるために」他に愛する人が必要、とか言われても。なんで、夫だけじゃだめなわけ? こんな母親ってどうよ、と違和感の連続なのだが、あの時代を、「生き抜く」ことと、満洲国崩壊の果てに、現地で受けた日本人の苦難と悲惨な現実から目を反らすことなく描ききっているため、読後感としては、極めて読み応えのあるものになっている。

関東軍からも、日本からも見放され、故郷と呼べる場所もなく、他人の地で終戦を迎えることを余儀なくされたことがどれほど過酷なことであり、希望を見いだし、日本に引き揚げてくるのが、どれほど困難なことであったのか。そして、当時の満洲国とは何だったのか。その時代を映画「ラストエンペラー」などでしか知らない私達にも十分面白い小説である。映画も見たが、断然この原作の方がお薦めである。

(会員 塚本 亜里沙)



『素晴らしき哉、人生！』

1946年／アメリカ／フランク・キャブラ監督作品

“自分が存在しない世界”のぞいてみたら…

あるクリスマスの夜、1人の男が川面を見つめ、橋のたもとにたたずんでいる。男の名はジョージ・ベイリー。金のない人達も住宅を持てるように低利で融資を行なう、ちっぽけな住宅金融会社の社長である。

ジョージは私欲とは無縁な高潔な人間で、貧しい人を助けるといふ信念のため、自分の夢をあきらめて会社を守ってきた。そのため、ジョージはいつも貧乏くじを引かされ、会社の経営状態は常にぎりぎりだった。しかも、現代版「ベニスの商人」ともいべきポッター老人の度重なる嫌がらせ。そして、そのクリスマスの日、とある事件のため、とうとう会社が破綻の危機に瀕してしまう。ジョージは橋の上で思った。「僕はもう死ぬしかない。僕が死ねば、保険金が入って会社が助かるだろう。いっそ、僕なんか生まれてこない方がよかったのかもしれない」。

そこへ、彼を救うために天から落ちこぼれ天使が遣わされる。天使は、自分の存在意義を見失い、生きる望みをなくし

たジョージにこう言った。「君が自分は生まれてこなかった方がよかったなどと思っているのなら、もしも君が生まれてこなかった場合、世界がどうなったかを見せてあげよう」。

天使によって見せられたものは、ジョージが存在しない世界。町の人間は、誰もジョージのことを知らない。彼がいなかったことにより、町の人間はどのような人生を送ることになったのか。そして、ジョージと会社の運命は？

本作品はフランク・キャブラ監督の代表作で、アメリカではクリスマスに繰り返し放映されている。本作品では、典型的なアメリカの青春、家族愛、隣人愛や善行の尊さがスクリーンからあふれる。人生や社会がそんなにうまくいくわけがないとの批判もあるかもしれないが、そういう細かいことは忘れて、人間関係に疲れたとき、重い映画を見る元気がないとき、生きるエネルギーが欲しいときにはおすすめの映画である。

(会員 清野 英之)



『素晴らしき哉、人生！』
DVD 発売元：
株式会社アイ・ヴィー・シー
品番：IVCF-2039
価格：¥3,675 (税込)

図書館だより | 「人権侵害」と「資料提供の自由」

東京地裁が出版差止めの仮処分を決定した「週刊文春」3月25日号の取り扱いについては、閲覧提供するか否か、当初、各図書館の対応がわかれた。一昨年、雑誌に掲載された小説について最高裁が人権侵害を認め出版差止めを命じたときも図書館界では同じことがあったが、もっと以前には著名な児童書でも起きている。

『ピノキオ』には、悪行の報いで身体が不自由になるといふ話などいくつかの差別的表現があり、1976年、抗議を受けて一部の図書館が閲覧・貸出停止としたが、「問題検討の可能性さえ奪う不当な検閲である」「古典作品を『差別図書』と性急に断罪すべきではない」「回収や言葉狩りによって人権侵害は解消されない」などの批判を受け、名古屋市立図書館では3年間に及ぶ取り組みを展開。「100年前に書かれた『ピノキオ』は、現代の目で見直せば問題になる表現・内容があり、図書館が提供することによって差別を助長するおそれがないとはいいきれない。しかし、それを理由に資料提供をやめれば、知る権利を保障するという図書館の責任を放棄することになる」として、今後は明らかに人権侵害が認められる資料を除き、資料提供をしながら

検討・調査・研修を行なうと表明するに至った。

『ちびくろサンボ』が差別図書であるという批判はアメリカから起きた。1988年には各出版社が自社版を絶版とし、長野市では各所で焼却が行なわれた。図書館の対応も「廃棄」「利用制限」「閲覧提供」とわかれたが、その後、どこが問題なのか検討したくても現物が手に入らないという事態になり、図書館の安易な自己規制の問題が浮き彫りになった。

『図書館の自由に関する宣言(1979年)』は、図書館を「必要とする資料を入手し利用する権利を社会的に保障すること」に責任を負う機関であるとし、「正当な理由がない限り、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりしない」としている。しかし、資料提供の自由が制限される場合として、「人権またはプライバシーを侵害するもの」などをあげていて、事件のたびに図書館の現場にはこの深刻な課題が投げかけられる。安易に自己規制せず、図書館の拠って立つところを見失わない真摯な議論が求められているのだと思う。

(東弁・二弁合同図書館事務長 梅原 成子)